○法務省告示第九十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和元年八月一日

法務大臣　山下　貴司

東京法務局所属　杉山　治樹
東京法務局所属　阪井　博
大阪法務局所属　原島　肇
名古屋法務局所属　境野　智子

○外務省告示第百四号

令和元年七月十七日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日　本　側　堀之内秀久在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和元年八月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百五号

令和元年七月二十二日にカトマンズで、ネパール政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三億円
3　贈与の供与期限　令和三年一月三十一日
4　署名者
日　本　側　西郷正道在ネパール大使
ネパール側　ラジャン・カナル財務省次官

令和元年八月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百六号

令和元年七月二十二日にカトマンズで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億七千八百万円
3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　西郷正道在ネパール大使
ネパール側　ラジャン・カナル財務省次官

令和元年八月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百七号

令和元年七月二十二日にカトマンズで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億五千万円
3　贈与の供与期限　令和七年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　西郷正道在ネパール大使
ネパール側　ラジャン・カナル財務省次官

令和元年八月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

厚生労働省
○農林水産省
経済産業省告示第一号

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月一日付けで認可した木曽川右岸緊急改築事業に関する事業実施計画について、次のように変更を認可したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和元年八月一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

一　事業の名称　木曽川右岸緊急改築事業
二　工事施行位置

施設の名称	施設の位置
(一)　幹線導水路	岐阜県加茂郡七宗町及び白川町
(二)　幹線用水路	
ア　右岸幹線水路	岐阜県美濃加茂市及び加茂郡川辺町
イ　左岸幹線水路	岐阜県加茂郡川辺町及び八百津町
ウ　幹線用水路	岐阜県美濃加茂市並びに加茂郡坂祝町、富加町、川辺町及び八百津町
(三)　支線用水路	岐阜県美濃加茂市並びに加茂郡川辺町及び八百津町

三　事業実施計画の変更の認可の日　令和元年七月一日

○農林水産省告示第五百九十号

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（平成三十年農林水産省令第四十号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年八月一日

農林水産大臣　吉川　貴盛

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令第一項第二号に規定する遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る数量を超えるおそれが著しく大きいと認め、同号に掲げる場合に該当する。

○経済産業省告示第七十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和元年経済産業省告示第六十七号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和元年八月一日から適用する。

令和元年八月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域		指定の期間
令和元年山形県沖を震源とする地震に係る災害	山形県	鶴岡市	令和元年七月十二日から令和元年十月三十一日まで
	新潟県	三川町	
		村上市	

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した株式会社パソナグループから、特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年八月一日

特許庁長官　松永　明

登録番号	特定登録調査機関の名称	変更後の先行技術調査業務を行う事務所の所在地
第5号 第8号	株式会社パソナグループ	東京都千代田区大手町二丁目6番2号